

## 引き上げ分に係る地方消費税収の使途の明確化について

平成26年4月1日に引き上げとなった地方消費税収は、地方消費税交付金として町に交付され、その引き上げ分についてはその使途を明確化し、社会保障施策に要する経費に充てるものとされています。令和元年度利尻町一般会計当初予算における社会保障施策関連経費への充当状況については、以下のとおりです。

(単位:千円)

項 目		決算額
<歳入>	地方消費税交付金(社会保障財源分)	19,000
<歳出>	社会保障4経費その他社会保障施策に要する経費	600,214

一般会計

(単位:千円)

区分	目的別	令和元年度 当初予算額	財源内訳				
			特定財源			一般財源	
			国・道支出金	地方債	その他		うち引上分の 地方消費税 交付金 (社会保障 財源化分)
民生費	社会福祉費	88,420	55,482	7,300	1,558	24,080	2,799
	老人福祉費	151,107	1,169	1,800	11,084	137,054	4,783
	児童福祉費	59,783	23,885	0	11,767	24,131	1,892
	国民健康保険事業費	23,211	8,426	0	0	14,785	735
	後期高齢者医療事業費	40,179	6,267	0	0	33,912	1,272
	小 計	362,700	95,229	9,100	24,409	233,962	11,481
衛生費	保健衛生費	237,514	1,500	71,400	4,616	159,998	7,519
合 計		600,214	96,729	80,500	29,025	393,960	19,000

※事務費および人件費については除外しています。